

若手育成狩猟活動支援事業実施要領

(趣旨)

第1 本県の野生鳥獣による各種被害が深刻化する中、対策の根幹を担う狩猟者の確保・育成について、地域の関係者が連携し、次世代を担う高校生等の若い狩猟者の免許取得をはじめ、地域ぐるみで取り組む様々な狩猟活動を支援することで、県内の狩猟者数の増加及び狩猟活動の活性化を図る。

(事業の実施)

第2 本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）、若手育成狩猟活動支援事業補助金交付要項に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(事業の内容)

第3 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業主体は、狩猟者育成に取り組む団体とする。
- (2) 補助対象活動は、地域の狩猟活動の活性化に向けた次の活動とする。
 - ① 地域の高校生等の狩猟免許試験の受験（必須）
 - ② 地域の若手狩猟者（高校生等）の育成（必須）
 - ③ 地域における有害鳥獣の捕獲体制づくり
 - ④ ICTを活用した狩猟活動への取組
 - ⑤ ジビエ利活用の取組
 - ⑥ その他狩猟活動の活性化に寄与する取組
- (3) 補助対象経費は、免許取得経費（高校等で狩猟者育成に取り組み指導を行う教諭等、18歳以上の高校生及び学生のみ）、狩猟者登録経費（高校等で狩猟者育成に取り組み指導を行う教諭等、18歳以上の高校生及び学生のみ）、若手育成研修経費（研修、安全指導、技術指導等）、ICT活用経費、その他狩猟活動の活性化に寄与する取組に要する賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、委託料及び負担金（講習等の受講料に限る）とする。
- (4) 補助金額は、補助対象経費について予算の範囲内において定額とし、1団体当たり30万円を上限とする。

(事業の着手、完了)

第4 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

2 補助事業者は、事業を完了した場合は、要項第9条に定める実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出に当たっては、事業区域、事業内容等が確認できる資料、事業の実施状況が確認できる写真及び位置図等を添付するものとする。

(確認検査)

第5 要項第9条に基づく実績報告書を受領したときは、確認検査を実施する。

- 2 事業主体の事務所所在地を所管する地域振興局または広域本部（熊本市は自然保護課）（以下、「地域振興局等」という。）は、前項の規定に基づき、速やかに確認検査を実施する。
- 3 確認検査の実施に当たっては、実績報告書及び添付書類に記載されている内容が、報告どおりであり、かつ適正に実施されているか審査する。
この場合、経費の収入及び支出の根拠を明らかにした証拠書類等が整備されているかどうか確認する。
- 4 検査員は第1項に基づく検査が完了したときは、検査調書（別記様式第1号）を作成し、自然保護課長に報告する。

（書類等の経由）

- 第6 規則、要項およびこの要領の規定に基づき、事業主体が提出する各種書類の提出先については、事業主体の事務所所在地を所管する地域振興局等とする。

（関係書類の整理）

- 第7 事業主体は、次に掲げる関係書類を整理し、事業完了の翌年度から5年間保存する。
- (1) 経理関係書類
 - ア 金銭出納簿
 - イ 証憑書類（見積書、請求書、領収書、入金伝票など）
 - (2) 事業実施計画書の提出から完了するまでの関係書類

（雑則）

- 第8 事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は令和2年（2020年）11月2日から施行する。

附 則

この要領は令和3年（2021年）3月25日から施行する。

別記様式第1号

令和 年度（ 年度）若手育成狩猟活動支援事業完了確認検査調書

下記の補助事業は、別添実績報告書のとおり完了していることを認めます。

年 月 日

所 属
検査員 職氏名

印

記

補助事業名	令和 年度（ 年度）若手育成狩猟活動支援事業		
補助事業者名			
事業実施個所名等			
事業費	円	補助対象事業費	円
補助金交付決定額	円	検査年月日	年（ 年） 月 日
交付決定年月日	年（ 年） 月 日	着手年月日	年（ 年） 月 日
交付決定番号	号	完了年月日	年（ 年） 月 日
備 考			